

明治大学情報化戦略協議会規程

2017年7月19日制定

2017年度規程第12号

(目的及び設置)

第1条 学校法人明治大学及びその設置する学校（以下「本学」という。）における教育の情報化の推進、情報環境の整備等本学の情報化にかかわる事項を総合的に審議するとともに、必要な調整を行うことにより、全学的な情報化戦略を策定することを目的として、明治大学情報化戦略協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 本学の情報化にかかわる全般的な事項の審議
- (2) 全学的な情報化戦略の策定
- (3) 全学的な情報化戦略にかかわる情報基盤本部、教育の情報化推進本部等本学の情報関連組織との調整
- (4) 理事長及び学長から諮問された事項に関する審議及び提言
- (5) その他協議会において必要と認めた事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 本学における情報システムを所管する担当常勤理事
- (2) 教務担当常勤理事
- (3) 情報基盤本部長、教育の情報化推進本部長、教育開発・支援センター長、I R運営委員会委員長
- (4) 教学企画部長、教務事務部長、学術・社会連携部長、情報メディア部長及び経営企画部長
- (5) 情報セキュリティ委員会から情報セキュリティ最高責任者が指名する専任教員1名
- (6) 学長が指名する専任教員若干名

(任期)

第4条 委員の任期は、職務上委員となる者を除き、次に掲げるとおりとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- (1) 前条第5号の委員 選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終の

ものに関する定時評議員会の終結の時まで

(2) 前条第6号の委員 2年

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長は、第3条第1号の委員をもって充て、副委員長は、協議会の同意を得て、委員長が指名する。

3 委員長は、協議会の議長となり、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じ、委員長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会は、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の運営に関し必要な事項は、協議会において定める。

(事務)

第8条 協議会の事務は、情報メディア部が行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2017年(平成29年)7月20日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規程の施行後、最初に指名される第3条第5号の委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、2019年(平成31年)3月31日までとする。

(通達第2483号)

附 則 (2020年度規程第24号)

この規程は、2020年12月18日から施行し、改正後の規定は、同年5月2日から適用する。

(通達第2756号)(注 協議会委員の役職名称を変更することに伴う改正)

附 則（２０２２年度規程第１号）

この規程は、２０２２年４月１６日から施行し、改正後の規定は、２０２２年４月１日から適用する。

（通達第２８３９号）（注 明治大学ユビキタスカレッジ運営委員会要綱の廃止に伴う改正）

附 則（２０２４年度規程第３号）

この規程は、２０２４年５月１６日から施行し、改正後の規定は、２０２４年４月１日から適用する。

（通達第３０３２号）（注 協議会の委員の名称及び構成を変更することに伴う改正）

附 則（２０２４年度規程第２４号）

（施行期日）

１ この規程は、２０１７年（平成２９年）７月２０日から施行する。

（委員の任期の特例）

２ この規程の施行後、最初に選任される第３条第５号の委員の任期については、第４条第１項第１号の規定にかかわらず、選任後１年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

３ この規程の施行後、最初に選任される第３条第６号の委員の任期については、第４条第１項第２号の規定にかかわらず、１年とする。

（通達第３０６９号）（注 私立学校法の改正に伴い委員等の任期を役員等に対応させるための改正）